

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 第2回における主な御意見

令和6年9月26日

個人情報保護委員会事務局

第2回検討会における主な御意見

※ 第2回検討会において構成員・関係団体から示された意見を掲載。
(一部、検討会終了後に事務局に寄せられた意見を含む。)

意見募集結果について

- 生成AI関係の意見については、何を一番不安に思っているのかを今後より細かく分析することが重要。【新経済連盟】
- 中間整理で提案された新しい規制について、前回までは保護サイドと経済団体サイドの意見が真っ二つに分かれていたため歩み寄りが難しいかと思っていたが、意見募集結果を見て、必ずしもそんなことはないと感じた。新たな規制提案について、事業者サイドでも賛成しているところがある。他方、保護サイドでも、導入することには賛成だが、やるならこうしてほしいという意見もあった。したがって、かなりの論点において各論を詰めれば歩み寄れるのではないかと感じた。【森構成員】
- 課徴金については、事業者が心配する点、御懸念の点が分かったのはいいことだが、警戒し過ぎではないかと感じた。サイバー攻撃やランサムウェアに身代金を払った方が経済的合理性がある場合はどうかという御意見があったが、それは課徴金の対象にならないと思う。公表された脆弱性への対処が明らかになっているのに、それをしなかった場合でも指導にしかならないし、同じ脆弱性を放置して個人情報情報の漏えいが2回目になっても、現状では課徴金にならないと思われる。また、悪質か否かを評価するのが困難という意見があったが、そんなことはない。特に課徴金の対象になるような極めて悪質なケースは、衆目が一致するところがあり、また相対的な悪質性の比較はできるはず。【森構成員】
- 経済団体からの御意見は、どの条文について課徴金がかかるのか曖昧なために、何でもかんでもかかるのは困るということで反対していると理解。具体的にこの条文について課徴金の導入が可か否かという形で議論をしていくべき。各条文については、今までどのような事例があったのか、それらについて潜在的にこれだけ繰り返しの可能性があるため必要なのだ、という議論をするべき。【中川構成員】
- 現行法の指導・勧告・命令のみでは違反行為によって得た利得が事業者の下に残ることにより侵害を効果的に抑止できない、日本の法制度でも課徴金制度は広く採用されて実効性も期待できる、という専門家の意見に賛同。今後、課徴金制度について、各国で導入されているが、どうして日本では導入すべきではないということになるのかを御説明いただきたい。【主婦連合会】

第2回検討会における主な御意見

今後の検討の進め方等について

- 議論を積み重ねてお互いの理解を深めていくことで、今回の見直しがよいものになるのではと感じた。率直に意見を出し合いながら、何をしていくべきかについて方向が得られる形に進めばいいと思う。【長田構成員】
- どの論点についても、何をどういうことから保護するのか、共通認識を持った上でどのような対処が必要なのかを議論していくことが重要。【新経済連盟】
- 立法事実がどこにあるか、そもそもそれは法律改正で対応すべき課題なのかといった前提から十分に議論が尽くされていないと思う。【新経済連盟】
- 具体的な事例やそれに基づいて建設的な議論を行うことに異論はない。ただ、経済界として強調したいのは、立法事実が重要であるということ。現行の法制度で足らざるところ、課徴金がないがゆえに、エンフォースメントが十分ではない、効果がない、法目的が果たされないという点を明らかにした上で、具体の議論に入るのが本筋ではないか。まずは立法事実を明確にお示しいただきたい。【日本経済団体連合会】
- 中間整理の「その他」で個人情報等に関する概念の整理という根幹の論点があった。その基礎的な議論から固めた上で、各論の議論をすべき。今回の事務局資料の中で、包括的な議論と各論の議論を並行して進めることが示されたが、一個一個議論を深めるための前後関係、基礎的な部分があっただけで判断基準が明確になる又はその議論が建設的になる部分がある。その辺りの関係性や前後関係といった部分をより配慮して進めていただきたい。【若目田構成員】
- 個情委の個別の法執行においては、基本方針に紐付けて議論をするのは難しいかもしれないが、大きな基本方針があって、それを踏まえて執行方針などを定めて具体的な執行をしていると思われる。この基本方針に照らして全体と部分が調和しているのか、場合によっては基本方針の中身についても個情委でもう少しこういった点を書き込み、それを具体の執行や姿勢に反映していけばうまくいくのではないかと。仮に課徴金制度を導入する場合についても、同じような枠付けの議論は当然にあり得る。今後の議論の中で、事務局においては、場面場面において関連する基本方針、あるいはその基本方針の下での個人情報に関連する基本原則といったものとの紐付けを示しながら議論していただきたい。逆にそれについて経済団体や消費者団体の方、我々識者と議論をしていくことがさらなる共通の認識を形成していく、近づいていくために重要である。【穴戸座長代理】

第2回検討会における主な御意見

今後の検討の進め方等について（つづき）

- 個人情報法が何を保護するものか明確でないとの意見があるが、「個人情報の保護に関する基本方針」において個人情報法の基本理念に関する解釈が繰り返し示されており、また、少なくとも個人情報法が「プライバシー」を保護するものであること、個人情報法が保護するものが憲法13条の「個人の尊重」原理の実現と関連したものであることが示されていると思う。今後の議論はこの点を確認しながら進めていく必要がある。【山本構成員】
- データ戦略あるいはデータの利活用を全体として進めていくことと、その中でも特に重要である個人データあるいは広げて言えば個人に関する情報の保護というものの関係をどのように調整、調和させていくかが、この3年ごと見直しでの個人情報法の議論、とりわけ重要な法執行手段をめぐるこの検討会の主たるアジェンダ、課徴金制度をめぐる議論において重要な論点である。この検討会の設置の目的、あるいは専門的な知見・様々な角度から議論を精力的に検討する点で、あまり議論が散漫になり過ぎてはいけない。【穴戸座長代理】
- データ戦略全体がこうだから個人情報もこうだということはあると思うが、逆に個人情報がかうだからデータ戦略全体もこうだという方向の議論もあるだろう。個人情報はデータの中でも重要な位置を占めており、これは利活用側からも保護側からもそうだと思うので、両方向の議論の進め方をさせていただく必要があるのではないか。その際、個人情報に関する専門性が非常に重視されるので、その点を踏まえてここで検討し、データ戦略全体のほうに織り込んでいくという順番には全く問題ないものと理解している。【森構成員】
- 今後の進め方については、課徴金と団体訴訟についてまずは検討を進めていただきたい。そのほかにも重要な論点については個別の議論をしていく必要がある、その中でステークホルダーである消費者団体もしっかりと意見を述べる機会をいただきたい。【全国消費生活相談員協会】
- ステークホルダーでの検討の場の中に消費者団体が入るのは当然であり、分からないことは相互に確認し合い明らかにしていく場が必要。【全国消費者団体連絡会】
- この検討会は課徴金と団体訴訟について進め、他のものについては別途議論するというのは賛成。ただ、他に作っていただく議論の場には、関係する方々が参加できるように御配慮いただきたい。検討会の進め方については、エビデンスベースできちんと議論いただけるような順番で進めていただきたい。【日本IT団体連盟】

第2回検討会における主な御意見

今後の検討の進め方等について（つづき）

- 事案に関して、適切な安全管理がなされていたのか、あるいは悪質な対応であったのかについて評価する立場にないが、IT業界を担っている皆様方にどう御苦勞があるのか教えていただく機会があれば、ぜひ教えていただきたい。【全国消費生活相談員協会】
- 安全・安心な環境であるかというのは、消費者は分からないことが多いので、企業がどのように取り組んでいるのか、適切な事業を営んでいる企業の水準に比してどうなのか、自分の個人情報がどのように利用されているのかを知りたい。透明性の確保や開示、利用停止、削除を実効性のあるものにしてほしい。【全国消費生活相談員協会】
- 企業が尽力していても苦渋の決断をしなければならない場面や、適切な備えをしても大変困難な状況に陥る可能性がある。それでも、都度バージョンアップを図っているという取組について知りたい。個人情報を提供する消費者は、企業が危機に対してどのように備えているのかを教えていただかなければ議論はできない。同時に、十分な備えをしていないケースもあると認識している。【全国消費生活相談員協会】
- 色々な方の御意見があり、グラデーションの幅が非常に大きいと感じた。実態に対する御理解や法律に対する御理解が様々なので、何が正しいというよりも、その方々がこうだと思っていることに関して申し立てているのだろう。ただ、その部分の差分をより実態に合わせて近づけていかなければ議論が進まないと思う。特にサイバーセキュリティに関しては、消費者の方々を含めて今の実態を御理解いただくことは非常に重要だと思っている。【日本IT団体連盟】
- 委員会と検討会のところには明確にスケジュールがあるが、その下の関係府省・ステークホルダーとの継続的な議論や、データ利活用の実態・ニーズ把握のところは線だけ引かれていて姿が分からないので、できれば10月半ばぐらいまでに何らかの形でお示しいただきたい。【日本IT団体連盟】
- 経済団体からの御意見は、どの条文について課徴金がかかるのかが曖昧なために、何でもかんでもかかるのは困るということで反対していると理解。具体的にこの条文について課徴金の導入が可か否かという形で議論をしていくべき。各条文については、今までどのような事例があったのか、それらについて潜在的にこれだけ繰り返しの可能性があるため必要なのだ、という議論をするべき。【中川構成員】（再掲）

第2回検討会における主な御意見

今後の検討の進め方等について（つづき）

- 課徴金を導入するにあたっては実態ルールを明確にしなければならない。経済界からは課徴金を導入するのであればこれぐらい明確でなければいけないということをお願いする必要がある。また、例外をどう定め、額（減額あるいは加算）をどのようにするかが条文ごとに違ってくると思う。それらを明らかにした上で反対なのか、賛成なのかという議論をしなければいけないので、次回以降はそのように進めていくべき。【中川構成員】
- 破産者マップのような事例は、住所・氏名・電話番号の漏えいとは違い、破産したという情報が出てしまう点や、消すのに数万円のお金を要求される点が悪質である。そして破産者マップは制裁を受けていない。個人情報委が刑事告発した報道があったが、その後なんの音沙汰もないのは、制裁が刑事司法任せになっているということ。課徴金制度によりその制裁を個人情報委の中で完結させることに重要な意義がある。【森構成員】
- 破産者の個人情報を開示している件を何とかしたいというのが一つのきっかけなのであれば、行政法の観点から見ると最初にやるべきことは課徴金ではなく、行政処分をどうやって守らせるかということ。それに対する強制執行、間接強制などが履行されていない。それから、ウェブサイトの管理者に「あなたは個人情報保護違反の人を助けているということを分かってやっているのですね」ということを確認した上で、第三者命令をする、それに対して強制執行をかけるといった点をまず議論するのが筋。その上で、繰り返しまた同じことをやるのを予防するのが課徴金。命令を守らせるために課徴金をかけるという話ならば、それは実質的には間接強制、強制執行の話。その辺りの整理も必要。【中川構成員】
- データ利活用において、プライバシー、個人情報の保護をした上で利活用が進むことに反対するものではないが、その中で日本は先進国として高いプライバシー保護を持った上で進んでほしい。【主婦連合会】
- 利活用については法目的に明確に記載されたが、現状課題をどう捉えるのか、もう少し分析があってもよい。【新経済連盟】
- 消費者はどこに不安があるのかという御質問があったが、不安がきちんと説明できなければ、それは取り上げるべき不安でないということではない。消費者に分かりやすい説明、仕組み、透明性が確保されていないために、不安が高まる。分かりやすく説明していただくことによって、不安がどこにあるのか分かってくる。【主婦連合会】

第2回検討会における主な御意見

今後の検討の進め方等について（つづき）	<ul style="list-style-type: none">■ プライバシーが守られつつ利活用されるのが理解できるよう透明性を高めることに技術を傾けていただきたい。個別の不安を潰すことよりも、まずは透明性を高め、何が行われているのか消費者が理解できて、その上で、EUやアメリカのように個人の権利が尊重されるべき。【主婦連合会】■ 不安の有無よりも、その人がどう納得して、良いか悪いかを決められるという仕組みになっていけば、個人個人で考え方が違って、自分のデータに対する扱いを自律的に決められることが保証されていけば不安は解消されると思う。【主婦連合会】■ 経団連として個人の権利利益の保護をないがしろにすることは絶対はない。データ流通、連携・利活用を図るためにも、プライバシーとセキュリティがあって初めてトラストが確立され、フリーフローが実現すると確信。経団連が消費者の方の御意見を伺うことなく、勝手にデータ利活用を進めようとしているイメージがあるならば、全面的に否定する。【日本経済団体連合会】
監視・監督活動及び漏えい等報告について	<ul style="list-style-type: none">■ 漏えい等報告をどう活用するのかについて、いくつかのフェーズがあるということで理解したが、事業者からするとその効果が見えないというのが一番大きいと思う。ある企業で問題が起きたときに、幹部がいろいろ聞き出して現場の対応ができないということがあった。それに近いことが企業との間で起きている。そういうつもりはないとの話だったが、我々が企業にヒアリングをしている限り、実態は異なる。【新経済連盟】■ 法26条1項（報告）は、同条2項および法3条とセットで解釈されるべき。法26条2項は、個人（消費者）の権利利益の実効的保障と関連したものとする。そうであるならば、漏えい等報告を議論する場合は、2項（本人通知）をどのように考えるのかもあわせて議論する必要がある。【山本構成員】